平成２３年（フ）第３１２号
神奈川県平塚市公所433番地の１　ブルームーン101号
債務者　平林　　勉
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３１９号
神奈川県秦野市曽屋3554番地の２　レオパレスイレブン207号
債務者　野口　祐弥
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５１号
神奈川県小田原市早川３丁目21番地の３
債務者　太田真由美
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５２号
神奈川県平塚市長持487番地の１　ホワイトテラス101号
債務者　戸津　早苗
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３０号
福岡県太宰府市大佐野４丁目12番１―102号
債務者　糸山智比呂（旧姓沼川）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３２号
福岡市南区弥永２丁目21番３号
債務者　安達タツエ
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９８号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木1354番地４
債務者　中嶋　智也
１　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５４号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石253番地93
債務者　ＴＹ運送こと　田篭　雄志
１　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９１６号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目25番10号
債務者　佐藤　陽子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４１号
福岡市博多区博多駅南５丁目18番６―203号
債務者　岩橋　義治
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９５４号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目21番10号
債務者　杉山　秀喜
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９５５号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目21番10号
債務者　杉山　敦子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６３号
福岡市博多区那珂５丁目５番16―101号
債務者　齊藤　良子（旧姓尾浦）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７８号
福岡県朝倉市杷木久喜宮1501番地１
債務者　笠　　忠吉
１　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００５号
福岡市東区唐原２丁目18番８号
債務者　平佐　茂樹
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２８号
福岡県筑紫野市光が丘４丁目５番地１　302号
債務者　最所　秀章
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５６号
福岡市博多区東那珂２丁目10番58―406号
債務者　城戸　珠実
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６０号
福岡県糸島市篠原西２丁目８番40号
債務者　前田　繁博
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部